

令和 6 年 6 月 3 日
こども青少年・教育委員会
こども青少年局

市第 3 号議案 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正

1 趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 18 号）等が公布されました。この改正に伴い、関連する条例の一部を改正します。

2 改正の対象となる条例

- (1) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）
- (2) 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年 9 月横浜市条例第46号）
- (3) 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年 9 月横浜市条例第47号）
- (4) 横浜市認定こども園の要件を定める条例（平成27年 2 月横浜市条例第 2 号）

3 改正の概要

認可保育所、認定こども園等の 3 歳児の保育士等の配置基準について、おおむね 20 人につき 1 人以上からおおむね 15 人につき 1 人以上に、4 歳児及び 5 歳児の保育士等の配置基準について、おおむね 30 人につき 1 人以上からおおむね 25 人につき 1 人以上へと見直します。

【参考】 保育士等の配置基準（認可保育所・認定こども園等）

	児童数：保育士数		
	3 歳児	4 歳児	5 歳児
改正前	20 : 1	30 : 1	30 : 1
改正後	15 : 1	25 : 1	25 : 1

4 施行期日

公布の日から施行します。